

# 山陽小野田市農業委員会

## 第31回

### 総 会 議 事 錄

1. 開催日時 令和2年1月14日午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 山陽小野田市厚狭公民館2階研修室

3. 出席委員

会長	3	村上俊治
会長職務代理者	14	松村孝子
委員	1	齊藤勇
	4	眞鍋喜久夫
	5	前島昭博
	6	二井一夫
	7	重永達記
	8	山本シゲ子
	9	田中覺
	10	五十嵐奨
	11	辻村勝好
	12	村上雅彦
	13	森田祐三

4. 欠席委員

2 梶田智志

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第130号 農地法第3条 権利の移動

議案第131号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

報告第 58号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第132号 農用地利用集積計画について

決議第 1 号 農業委員会の法令遵守の申合せに関する決議案

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悅 弘

事務局書記 西 田 実

## 7. 議会の概要

議長	定刻になりましたので、只今より第 31 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
	(起立、礼、着席)
	本日の欠席委員は梶田委員です。
	それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
	総会では申請人の住所、氏名、土地の表示などの個人情報に関する事項については、議案説明において読み上げませんので、よろしくお願いします。
	本日の議事録署名委員は 7 番重永委員と 10 番五十嵐委員にお願いします。
	それでは議事に入ります。
	議案第 130 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
局長	今月の農地法第 3 条の許可申請は 3 件です。
	議案第 130 号番号 51 について議案書をもとに説明いたします。
	議案書 1 ページをご覧ください。
	譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。
	地目は田、面積は 1,312 m <sup>2</sup> です。
	位置図は 2 ページ、公図は 3 ページをご覧ください。
	申請地は、山陽総合事務所から南東へ約 2.1 km に位置する農用地内の農地です。
	譲受人の耕作面積は 10,187 m <sup>2</sup> で、自作です。
	権利設定等の事由は、農業経営規模を拡大したい譲受人の要望に、高齢により耕作が困難となり農業経営規模を縮小したい譲渡人が応じたものです。
	当該農地は圃場整備事業予定地内にあり、譲受後は、当面、保全管理を行い、圃場整備後に野菜を栽培する予定です。
	贈与による所有権の移転になっております。
	本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
議長	次に現地調査報告をお願いします。
	なお、報告に当たっては、個人情報保護の観点から個人名などは使わず、譲渡人、譲受人等で表現してください。

4番	現地調査報告をさせていただきます。1月7日事務局2名と森田委員、私の4名で調査をさせていただきました。現地は杣尻の交差点付近で、東側に譲受人の圃場があり、圃場整備後には隣接した譲受人の圃場とまとめて1枚にし、耕作の効率向上が見込めます。譲渡人は高齢で管理が困難なことから譲渡するものです。現状は休耕田で草地となっています。譲受人は1ヘクタール以上耕作しており、農業機械等も揃っておりますので特に問題はないと思います。以上です。
議長	何か質問はありませんか。
	無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第130号番号51に賛成の方の挙手を求めます。
	(全委員挙手)
	全員賛成により承認することいたします。
	次に番号52について事務局の説明を求めます。
局長	議案第130号番号52について議案書をもとに説明いたします。
	議案書1ページをご覧ください。
	譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。
	地目は田、面積は3,551m <sup>2</sup> です。
	位置図は4ページ、公図は5ページをご覧ください。
	申請地は、山陽総合事務所から南へ約4.1kmに位置する農用地内の農地です。
	譲受人の耕作面積は122,616m <sup>2</sup> で、自作です。
	権利設定等の事由は、農業経営規模を拡大したい譲受人の要望に、すでに譲受人が利用している農地で、今後も耕作の意思のない譲渡人が応じたものです。
	譲受後は水稻を栽培する予定です。
	贈与による所有権の移転になっております。
	本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
議長	次に現地調査報告をお願いします。
4番	現地調査報告をさせていただきます。現地は古開作の中で北側は宅地、東側が排水路で、西側と南側は農地となっています。申請地の状況は、すでに譲受人が耕作しており、当該地を取得して規模拡大との事でした。譲受人は12ヘクタール以上耕作しており、機械等も揃っており、特に問題はないと思います。
議長	何か質問はありませんか。
	(挙手あり)

	どうぞ。
9番	譲受人はここへ花本さんの家を買って入ってきたわけですが、もっと地元の者に贈与するというのは出来なかつたのでしょうか。貰い手がないなら仕方ないとは思いますが。質問ではなく意見ですので回答は不要です。
議長	では、他にありませんか。
	無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第130号番号52に賛成の方の挙手を求めます。
	(全委員挙手)
	全員賛成により承認することいたします。
	次に番号53について事務局の説明を求めます。
局長	議案第130号番号53について議案書をもとに説明いたします。
	議案書1ページをご覧ください。
	譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。
	地目は田、面積は35m <sup>2</sup> です。
	位置図は6ページ、公図は7ページをご覧ください。
	申請地は、市役所から北東へ約2.6kmに位置する農用地外の農地です。
	譲受人の耕作面積は6,784m <sup>2</sup> で、自作です。
	権利設定等の事由は、農地の荒廃を防ぐとともに経営規模を拡大したい譲受人の要望に、農地の維持管理が困難となつた譲渡人が応じたものです。
	譲受後は野菜を栽培する予定です。
	贈与による所有権の移転になっております。
	本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
議長	次に現地調査報告をお願いします。
13番	1月7日に事務局2名と眞鍋委員、私の4名で現地調査をさせていただきました。周辺の状況は全て水田となっています。申請地の状況は東側が道路に接していてその他は全て水路に囲まれております。面積は35m <sup>2</sup> でかなり狭小な農地となっています。譲渡人は高齢で維持管理が困難なため譲渡するとの事でした。譲受人は約7反を耕作しており、特に問題はないと思います。以上です。
議長	何か質問はありませんか。
	(挙手あり)
	どうぞ。

9番	<p>これは道路のあと、残地保証をしていると思いますがこのような買い方はよくないのではないかと思います。赤字道を挟んで水路があつて残地で残すくらいなら適正価格で買い上げておくべきではないのでしょうか。このような買い方をしたら誰しも困ると思うのですが。たったの 35 m<sup>2</sup>を残して、管理も大変だと思います。行政ももっと考えないといけないと思いますよ。私からの意見は以上です。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 130 号番号 53 に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全委員挙手)</p> <p>全員賛成により承認することといたします。</p> <p>次に議案第 131 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。</p>
局長	<p>今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件です。</p> <p>議案第 131 号番号 135 について議案書をもとに説明いたします。</p> <p>議案書 8 ページをご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は田、面積は 1,276 m<sup>2</sup>です。</p> <p>位置図は 9 ページ、公図は 10 ページ、土地利用図等は 11 ページから 13 ページまでをご覧ください。</p> <p>申請地は、南支所から北東へ約 0.5 km に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です</p> <p>転用目的は、宅地分譲 6 区画です。</p> <p>申請の理由は、申請地が閑静な住宅地の中にあり、交通の便も良く、需要が見込まれることから、6 区画の宅地分譲を行いたい譲受人の要望に、住宅に囲まれ耕作困難となった譲渡人が応じたものです。</p> <p>契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。</p> <p>本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。</p> <p>なお、本件は、開発許可と同時施行となります。</p> <p>次に現地調査報告をお願いします。</p>
議長 13番	<p>周辺の状況は住宅地でした。申請地の状況は北側を道路、残り 3 面を住宅に囲まれた水田となっています。雨水処理に関しては新設する側溝に排水します。汚水に関しては下水で処理します。隣接する住宅との境界は法面とするとの事でした。申請地への進入路の位置は図面北側で、幅員は 6.7m です。周辺に農地はありませんので取水、排水</p>

	および進入路の影響はありません。境界は境界杭にて確認しています。以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。
	無いようでしたらこれより採決に入ります。
	議案第 131 号番号 135 に賛成の方の挙手を求めます。
	(全委員挙手)
	全員賛成により承認することといたします。
	次に番号 136 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 131 号番号 136 について議案書をもとに説明いたします。
	議案書 8 ページをご覧ください。
	譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。
	地目は田、面積は 1,071.45 m <sup>2</sup> です。
	位置図は 14 ページ、公図は 15 ページ、土地利用図は 16 ページをご覧ください。
	申請地は、埴生支所から南東へ約 2.2 km に位置する第 1 種農地となります。
	転用目的は、貸駐車場の設置です。
	申請の理由は、自らが経営する事業所の用に供するため、事業所に隣接する農地を取得し、貸駐車場を設置したい譲受人の要望に、当該農地を譲渡しても自らの農業経営への影響が少ないとから、譲渡人が応じたものです。
	契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。
	本件は、第 1 種農地を対象とした事案ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、代替性もないことから、農地法施行規則第 33 条第 4 項に該当し、許可の対象となるものです。
	なお、本件は開発許可と同時施行となります。
議長	次に現地調査報告をお願いします。
4 番	周辺の状況は北側が道路で東側は宅地、西側は車庫等となっていました。申請地の状況は昨年までは譲渡人が耕作していました。雨水処理は自然流下で、汚水は発生しません。埋立は田の覆土を除いて、真砂や砂利等で盛土を行うようです。進入路は南側にあります。状況によっては北側の道路から進入することもあるとの事でした。それと今回申請地周辺にある譲渡人所有の狭小地も一体利用するために同時に申請しております。その他特に問題となることはありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

9番 先ほど眞鍋委員の説明であったように、東西両方挟んだ全部これ平沼さんの所有地だとおもいますが、今回はこれだけを転用して 1709-1 と 1705-4 と 1704-2 と 1704-1 の分は開発しないということですか。

議長 事務局どうぞ。

局長 今回の転用の田は 1705-1 と 1705-3、1705-4 の 3つとなります。この 1705-3 と 1705-4 の面積が非常に小さく、実際測量した時に食い込んでいたわけです。そのため、その部分を譲渡人が平沼さんから購入したということです。

9番 筆界未定でしょうか。では、1709-1 は今回何もしないのですか。

局長 何もしません。1709-1 は米田春江さんの所有地です。

9番 分かりました。

議長 他にありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 131 号番号 136 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することいたします。

次に報告第 58 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 136 から 138 までの 3 件で、現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

9番 花本さんが借りていた分はやまぐち農林振興公社を通すということは、シーサイドファームに任せるのでですか。

議長 事務局どうぞ。

局長 今話題に上がった分については、番号 137 と 138 がセットとなっており、今まで土地所有者の中村澄男さんが山口農林振興公社に貸して、そこから山口農林振興公社が花本昭三さんに転貸する、いわゆる公社を通した利用権の設定となっていましたが、花本さんから借りている農地が非常に作りにくいとの申し出があり、持ち主の方へ戻す

ということで、手続き上まずいったん公社へ戻してそこから公社がまた中村さんへ戻すということになっているので、今のところ次の作り手が誰かは把握しておりません。以上です。

議長

他にありませんか。

ないようでしたら報告第 58 号の審議を終わります。

次に、議案第 132 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

局長

議案第 132 号 農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 1 番から 8 番までの 8 件、15 筆、31,686 m<sup>2</sup>です。

ご審議の程お願いします。

議長

質問はありませんか

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により議案第 132 号は原案どおり決定することとします。

次に決議第 1 号、農業委員会の法令遵守の申合せに関する決議案を議題とします。

会長職務代理者から本決議案の提案趣旨説明をお願いします。

ただ今議題となりました「議決第 1 号農業委員会の法令遵守の申合せに関する決議案」につきまして、提案の趣旨を御説明いたします。

議案書 22 ページを御覧ください。

まず、決議案を朗読いたします。

(この間 決議案朗読)

昨年 10 月に他市の農業委員会会長が農地転用に係る収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生しました。

行政委員会であります農業委員会は、言うまでもなく法令遵守(じゅんしゅ)による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

このことを踏まえ、昨年 11 月の令和元年度全国農業委員会会長代表者会議において、「農業委員会の委員等の綱紀保持(こうきほじ)に関する申合せ」が決議され、あらためて農業委員会組織として綱紀肅正(こうきしゅくせい)を図っていくことが確認されました。

こうしたことから、山陽小野田市農業委員会におきましても、令和元年度全国農業委員会会長代表者会議の決議に則り、農業委員会の法令遵守(じゅんしゅ)の申合せに関する決議を行うものです。

	何卒、委員各位のご賛同をよろしくお願ひ申し上げます。
議長	この件に関し、何かご質問はありませんか。
	(挙手あり)
	どうぞ。
9番 局長	これはどこに出すのですか。農業委員会の中での申合せですか。
	そうです。
9番 議長	わかりました。
	他にありませんか。
	それでは、採決に入ります。賛成する方の挙手を求めます。
	(全委員挙手)
	全員賛成により、本決議案は可決されました。
	以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。
局長	次回の現地調査は、2月5日(水)9時から、村上会長、梶田委員でお願いします。
	第32回総会は、2月10日(月)13時30分からで、会場は保健センター集団指導室です。
議長	以上をもちまして第31回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。
	(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2時 15分 閉会

山陽小野田市農業委員会  
会長

議事録署名委員  
7番委員

議事録署名委員  
10番委員